

Title	イギリス支配のイデオロギー： 十八世紀後半から十九世紀半ばまでのインドを中心に
Sub Title	Ideologies of British Rule
Author	宮原, 辰夫(Miyahara, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.11 (1995. 11) ,p.341- 360
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本三郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19951128-0341

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス支配のイデオロギー

——十八世紀後半から十九世紀半ばまでのインドを中心に——

宮 原 辰 夫

- 一 はじめに
- 二 インドと東洋的専制
- 三 イギリス植民地行政官と思想
 - (一) 保守主義と植民地行政官
 - (二) ロマン主義と植民地行政官
 - (三) 自由主義と植民地行政官
- 四 結びにかえて

一 はじめに

インドにおけるイギリスの植民地支配が事実上確立されるのは、フランスとの戦いで勝利したブラッシーの戦い（二七五七年）以後のことである。イギリスにとって、これは歴史的な出来事であったと言えよう。なぜならブラッシーの戦い以後、インドにおいてイギリスの植民地支配が、従来の商業を目的とした貿易基地から政治支配（官僚制支配）

へと大きく転換されるからである。また、イギリスにとってインド支配はその規模と性格において前例のないものであったからである。

イギリスの植民地政策は、インドにおいてどのようなヴィジョンや理念のもとに展開されたのであろうか。たとえばベンガル総督やインド総督といった代表的なイギリス植民地行政官の政策を歴史的に概観することによって、一貫したイギリスの統治の理論を読みとくことができるであらうか。おそらくそれは不可能なことであらう。なぜなら、インドを支配するためのイギリスのヴィジョンは決して一貫したものではなかったからである。むしろ、インドへの帝国主義的企みは、つねに混乱と試行錯誤のうえに展開されてきたのである。

では、いったいイギリスの植民地戦略の変容をどのように纏めていけばよいのであろうか。それを解く一つのヒントを与えているのが、バウルハッチェット(Dr. K. A. Ballhatchet)とストークス(Dr. E. Stokes)の研究である⁽¹⁾。彼らの研究は、当時ヨーロッパの支配的な思想とイギリスの植民地支配、あるいは植民地政策との関係を明らかにすることであった。もちろん、当時支配的な思想運動の盛り上がりといギリスの植民地政策との間に、実際どのような相関関係があるのかを論証することはきわめて難しい問題と言えよう。しかし、十八世紀後半のイギリスでは、保守主義だけでなく、ロマン主義の影響も無視できなかったし、また十八世紀末には、フランス革命の影響を受けて、自由主義も急速に台頭していた。その意味において、たとえ遠隔地インド駐在のイギリス植民地行政官であれ、こうした時代の支配的な思想から逃れることは困難だとも言える。

本稿の目的は、ブラッシーの戦い以後、インドにおけるイギリスの植民地支配が、いかなる状況や思想的影響のもとで、どのように変容していくのかを考察していくことにある。言い換えれば、イギリス植民地支配のプロセスのなかで、いかにしてインド支配を正当化するイデオロギーが作り上げられていったのか、その過程を論述することである。なお、あらかじめお断わりしておきたいことは、紙幅の都合上、本稿ではブラッシーの戦い以後からインド大反

乱（一八五七年）以前までのイギリスの植民地時代を論じることとし、インド大反乱からインド独立（一九四七年）までの時代については別稿に譲ることにする。また、ここで扱ったテーマはあまりにも大きく、独立した一つの書物に著わさぬかぎり論議し尽くせない問題であるので、本稿はあくまでもラフスケッチに近い形で試論を展開するにとどめることとする。

二 インドと東洋的専制

インド亜大陸の市場と資源をめぐるフランスとの争いに勝利した、ブラッシーの戦いは、すでに述べたように、イギリスにとって歴史的な出来事であったと言える。この戦いを契機にして、イギリスの植民地支配は、政治的支配へと次第に変容していくわけであるが、しかしその当初は、東インド会社に関するかぎり、相変わらず商業的利益の追求に狂奔していた。インドに事実上の支配権を樹立したとき、現地のイギリス人がこれに対応して示した当面の態度について、松井透氏は次のように説明している。「何はともあれ政治的・軍事的便宜策でその場その場を乗りきりつつ獲得したばかりの権利を保持し、そのためには自らを古きものを受け継いだ立場にあるものと考えて、インドの伝統的社会とできうる限りの妥協をはかり、一方で、あらゆる手段で本国へ持ち帰るべき富をかき集める、という種類のものであり、それ以上の思考はさしあたり中絶されていたというべきであろう。」⁽²⁾さらに、松井氏は、このような場あたりのな便宜策と際限のなき富の追求によって引き起こされたベンガル内政の混乱は、イギリス人により大きな反省を迫ることになり、その結果インド統治にたいする基本的態度が方向づけられたと指摘している。この指摘は、インドにおけるイギリスの植民地支配の変化を考える上で、大いに傾聴に値するものと言えよう。

ハナ・アーレントは、著書『全体主義の起原(The Origins of Totalitarianism, 1951)』のなかで、海外に進出したヨ

ヨーロッパ諸民族の植民事業について次のように述べている。多少長くはなるが、ヨーロッパの植民地のあり方を的確に言いあてている箇所だけを引用することにした。

「海外に進出したヨーロッパ諸民族の植民事業は、前世紀の終わりまでに植民地支配と植民地利用の二つの際立った形式をつくり上げていた。遠国を征服し、原住民の大半あるいは全部を虐殺して自分たちがそこに入植・定住し、母国と本質的には同じ形態の新しい国家を建設したのがその一つである。もう一つは、異国の異民族のただ中に海洋基地を設け貿易会社の支店をつくらせて貿易の促進を計る方法で、昔ながらの『戦争、交易、海賊行為の三位一体』(ゲーテ)に基づいており、世界の富の平和的交流とは決して言えないものだった。……その文化と財宝がヨーロッパに有史以来よく知られていた人口稠密なアジア諸国では、ヨーロッパ人はつねに貿易基地だけで満足し、異民族に囲まれていることを自覚して過ごし、競争相手のヨーロッパ人や敵意を持つ原住民からの自国民居住地の防衛を別とすれば、戦争に訴えての征服の意図も永続的な異民族支配の要求も持たなかった。」⁽³⁾

十八世紀中ごろ、イギリスがインドに植民地支配を確立したとき、東インド会社は、アーレントが記述しているように、異国の異民族のただ中に海洋基地を設け貿易会社の支店をつくらせて貿易の促進をはかり、あらゆる手段を用いて、その地の富をかき集めて本国へ持ち帰ることが主眼であり、戦争による征服の意図も永続的な異民族支配への強い要求もそれほど持っていなかったのである。それが大きく変容していくのは、松井氏が指摘したように、おそらくベンガル内政の混乱がその契機となったのではなからうか。⁽⁴⁾

東インド会社の商人や行政官も、イギリス議会も、一般民衆においてはなおさらのことであるが、インドの植民地支配に対して、明確なヴィジョンもなければ、自分たちの支配を正当化するイデオロギーも持ち合わせていなかった。しかしながら、ベンガル内政の混乱を契機に、インドにおけるイギリスの植民地支配が貿易基地(富の収奪)から、領土的・政治的支配(官僚制支配)へと形を変えるに当たって、次第にインド支配に対する明確なヴィジョンが要求されはじめ、それと同時に、自分たちの支配を正当化するイデオロギーもまた必要となった。イギリスがインドに対し

て明確なヴィジョンを持つ前提として、まずはじめにインドとはいかなる国か、言い換えれば、インドをどのような国として理解すべきかが問題にされた。そこで、インドを理解するために持ち出されたのが、「東洋的専制 (Oriental despotism)」という概念であった。

古代ギリシアでは、'despot' は「一家の長 (master)」、あるいは奴隷の主人 (lord) を意味する言葉であり、また絶対者あるいは非自由民の絶対的支配者を指す言葉として、例外的にあるいは差別的に用いられていた。一方、ビザンティン帝国時代には、皇帝の称号として、また正式な敬称で皇帝に呼びかけるときに、'despot' が使われた。したがって、古代ギリシアでは、「専制政体 (despotism)」の発祥の地は自分たちの敵対者、ペルシア人の国であった。⁽⁵⁾ このような歴史的経緯のなかで、この「専制政体」という概念は、次第に「絶対専制」に進んで服従する「アジア人」とみなされる人々とヨーロッパ人とみなされる人々とを区別する一つの方法として暗黙裡に使われ、継承されていくことになる。「専制政体」という概念は、のちに廃れてしまったが、十八世紀に入ると、啓蒙思想の影響によって、ヨーロッパ人は自分たちとアジア人とを区別し、彼らを全く異なった存在として分類系統だてて見るようになり、新たに「東洋的専制」という概念を生み出す土壌がヨーロッパに出現したのである。

もちろん、この「専制政体」は、東洋の特異な政体としてのみ見い出されたのではなく、むしろヨーロッパのなかで恐れられた絶対君主ルイ十四世の治世を批判する概念として現われたのである。モンテスキューが、著書『ペルシア人の手紙 (Lettres Persanes, 1721)』のなかで、ペルシアの貴人ユスベクとリカに語らせる「ペルシアの専制 (tyranny)」とは、まさにフランスの絶対君主制そのものをさしていた。なぜモンテスキューはわざわざペルシア人を登場させ、主としてフランスに滞在させ、社会 (絶対君主制) 批判をさせたのか。メトカーフが指摘しているように、「専制政体 (despotism)」のモデルはヨーロッパには存在しないものとした上で、ペルシア人の国からそのモデルを借りることによって、自分自身の置かれた世界を批判するのに利用したと言える。言い換えるならば、ヨーロッパ人は、自由に対す

る強い抑圧感と官能的快楽性の要素を「ペルシア」の上に投影することで、自らの抑圧された状況から抜け出そうとしたのである⁽⁶⁾。それは、ヨーロッパ人の自由と平等のために、非ヨーロッパ(アジア)社会を歪めたイメージに創り上げたとも言える。もちろん、「専制政体」(despotism)という概念は、モンテスキューによって最初に用いられたわけではない。ヴォルテールが指摘するように、それは十八世紀のヨーロッパで生まれた比較的新しい概念であり、「専制的絶対王政」(tyrannical absolutism)を意味するものとして、ミルトンやロック、そしてルイ十四世の支配時代のフランスの著述家たちによってすでに用いられていた⁽⁷⁾。問題なのは、モンテスキューがフランスを専制主義とアンシャン・レジームから救いだし、新しい自由と平等の社会を建設する必要性を訴えるために、「専制政体」という概念を用いた、つまり「東洋的専制政体」(Oriental despotism)を利用したという点である。

モンテスキューの『ペルシア人の手紙』は、一七二一年に出版されたからたちまち八版を重ねる成功をおさめた。その成功の背景には、ベルニエ(François Bernier 1620-86)の『ムガル帝国で起こった大政変の話』(一六七〇年)、タヴェルニエ(J. B. Tavernier 1605-89)の『トルコ、ペルシア、インドに行った六回の旅行』(一六七六年)、ジャン・シャルダン(Jean Chardin 1643-1713)の『ペルシアと東洋インド旅行記』(一六八六年)などの旅行記がすでに公刊されており、フランスでは、こうした「旅行記」が大流行し、東洋に対する関心が絶頂期に達していたのである。モンテスキューは『ペルシア人の手紙』や『法の精神』(De l'Esprit des Lois, 1748)のなかで、ペルシアやインドに関して叙述するとき、こうした旅行記を参考にして描いている。モンテスキューなどの思想家によって使われた「専制政体」(despotism)という概念は、フランス革命(La Révolution française, 1789-99)により、また絶対主義の崩壊とともに、フランスでは色褪せていったけれども、イギリスにおいては、この概念は「東洋的専制政体」としてのインドを支配する上で、永続的な意味を持ち続けることとなった。

こうした「東洋的専制」の概念の影響を、十八世紀後半以降のイギリスのインド史家のなかに見い出すことができ

る。『ヒンダスタン史』(*The History of Hindostan*, 3 vols., London, 1768-72)を著したイギリスのインド史家、アレクサンダー・ダウ(Alexander Dow 1735-?)は、その著書の第三巻に収められた「ヒンドスタンにおける専制政体の起源とその性質に関する論文」(*A Dissertation concerning the Origin and Nature of Despotism in Hindostan*)のなかで、インドの専制政体に次のように述べている。ダウによれば、統治機構(専制政体)はその形態を偶然の行為から得ている。つまり、統治機構は民衆の生来の態度からその精神と特質を引き出している。こうした生来の態度は、気候条件や宗教的信仰によって大いに影響され作り上げられる。インドの熱い気候は、土着民を独裁的権力に対して無気力、怠惰で、従順なものにした⁽⁸⁾。したがって、インドの宗教は、イスラームであれヒンドゥー教であれ専制政体を促してきた。とりわけ、ムハンマドの宗教は最初から専制が意図されていた。東方において、こうした専制政体が長い間定着していたのは、イスラームがその最大の要因の一つであった⁽⁹⁾。

インドの政治形態を「東洋的専制」とみなす考えは、ダウだけではなく、あとで触れるように、インドのイギリス植民地行政官のなかにもしばしば顔を出し、イギリス人がインドの支配を正当化するイデオロギーとして利用されることになる。それでは、この「東洋的専制」という概念は、インドのイギリス植民地支配の中で、どのように現われ、それはいかなる思想の影響のもとで用いられたのかを考察していくことにする。

三 イギリス植民地行政官と思想

(一) 保守主義と植民地行政官

ブラッシーの戦い以後、東インド会社はベンガル地方における自由通商権を得、その後一七六五年には、同地方の地稅徴収権(ディーワーニー Diwan)を獲得した。こうして東インド会社によるインド支配が、次第に確立されていく

わけであるが、しかし後で述べるように、インド統治に対する当初の基本的態度を変えざるをえない状況に直面することになる。つまり、東インド会社は商業の目的以外にインドでいかなる役割をはたすかという問題に否応なく直面させられるのである。

ディーワーニー獲得以後、農民に対するあまりにも厳しい地税の取立てによって、農業生産も手工業生産も衰退しはじめていた。その上、一七七〇年に大飢饉があったため、ベンガルの農民は疲弊し、当然ながら東インド会社の経営状態も一挙に悪化したのである。もちろん、こうした事態は、地税の厳しい取立てだけのために陥ったわけではない。東インド会社の社員やその雇用人たちが、特権を利用し、あらゆる手段を使って私腹を肥やしていたのもその要因の一つであった。イギリス議会は、一七七二年、財政悪化に陥っていた東インド会社を救済するために、あらかじめイギリスで課税することなく、アメリカに茶を送ることを会社に認めた。一七七三年には、東インド会社の社員の綱紀粛正と経営改善に取り組むために、「ノース規制法(North's Regulating Act)」が成立した。この規制法の施行によって、初代ベンガル総督になったのが、ウォーレン・ヘースティングズ(Warren Hastings 在任一七七四〜七八年)であった。

ベンガル内政の混乱は、本国の議会や言論界から非難を浴び、のちにウォーレン・ヘースティングズの弾劾問題まで発展した。その急先鋒となったのが、ホイッグ党の政治家で保守主義者であったエドモンド・バーク(Edmund Burke 1729-97)であった。彼は、ヘースティングズの強引なインド支配と腐敗を糾弾すべく、インド支配における正義の実現をあくまで要求し、議会での弾劾を徹底に行なおうとした。⁽¹⁰⁾バークのヘースティングズへの弾劾は何を意味していたのであろうか。東インド会社の最高責任者、総督(ヘースティングズ)に向けられた批判は、おそらく二つの点を含んでいたのではないかと思う。一つは、イギリスの東インド会社は、いかなる権限の下で、インドの支配にあたっているのか。つまり、東インド会社はいったい誰から信託を受け誰に対して責任を負うのかという点であった。これに

対して、松井氏も指摘しているように、バークは「ベンガルの統治は、イギリス議会から、東インド会社に信託されたものであり、ゆえにもし現統治が目的にそぐわぬものと認められた時には、議会が介入して統治を行わしめるべきこととなる。」と答え、イギリス議会在が、東インド会社の社内問題に介入する論拠を求めたと言⁽¹¹⁾える。しかし、バークの批判は、ノース規制法（一七七二年）の発布により、かなりの程度が回避されるものであった筈である。なぜなら、この規制法の発布によって、東インド会社のインドで持つ諸権利は、国王と議会の間接支配下に置かれ、会社の責任は貿易だけにとどまらず、国もまた、インドの秩序維持に責任を負うことが定められたからである。それにもかかわらず、なぜバークは執拗にヘースティングズを糾弾しようとしたのか。それはおそらく、ジョージ三世の独裁下で、万年野党（ホイッグ党）の地位に甘んじていたバークにとって、頼るべきものは院外の民衆以外になく、ヘースティングズの過去の失政を糾明し、イギリスの悪業からインドの民衆を守るようイギリス人の良識を民衆に訴えることで支持を取りつけようとしたのであろう。その意味において、バークは政治における民衆の力を意識し、最も恐れた数少ない政治家の一人だったとも言える。

バークによるヘースティングズ弾劾に見られるような問題は、帝国主義の膨張にともない、植民地の行政官と、国民の良心を代表する本国の言論機関や議会との間の論争という形で長く続くことになる。イギリス政府がインド支配の改善策として発布した、ノースの規制法やピットのインド法（一七八四年）によって、東インド会社はインド支配に對して本国政府の監督、統制を受けることになり、皮肉にも、しだいに本国政府下の官僚制支配を濃くしていった。つまり、アーレントが指摘しているように、バークが恐れたのは、それまでインド支配が「インドの法の侵犯者」と呼ぶ連中のアナキックな残虐に委ねられていたが、今や官僚制支配がそれに代わったことであった。ここでいう官僚制支配とは、アーレントによれば、「法律によらず行政手段をもって統治し、自らの無法性のアナキックで残虐でもある性格を表面から拭い去っており、まさにそのことによって無法性を合法化していくこと」であ⁽¹²⁾った。

イギリス本国政府が、帝国主義的膨張を推進するかぎり、植民地行政官が官僚的支配に陥るのは理の必然のように思われる。初代ベンガル総督となったウォーレン・ヘースティングズや第二代総督コーンウォリス(Charles Cornwallis 在任一七八六―九三年)が、本国政府からの要請に応じる形で、ベンガルの混乱を立直し、インドに近代官僚制度を持ち込み、植民地行政機構を整備しようと努めたことからそれを知ることが出来る。その意味では、すでに両総督は帝国主義者としての役割を演じていたとも言える。

したがって、ノースの規制法とピットのインド法は、インドの統治を方向づける上においても、また歴史の上においてもきわめて重要な法律であったと言える。とりわけ、ノース規制法は、ベンガルの最高統治機関として、総督およびその参事会が設けられ、さらに社員の綱紀肅正をはかる条項が盛り込まれるなど、東インド会社のインド統治に対して一つの方向性を与えたのである。なかでも注目を引いたのは、司法機関として本国の裁判所と全く同じ機能をもつ最高法院がカルカッタに設置されたことである。東インド会社は、ピット(小)のインド法により、イギリス議会から一層監督を強化されることになる。

パークの批判した植民地行政官のなかにも、保守主義の影響が見られる。ヘースティングズは、植民地行政官としての長い経験から、真に成功裡にインドを支配したいと望むならば、「我々がなすべきことは、インドの法と法を構成しているサンスクリットをマスターすることであり、一般的に言えば、イギリスの新しい被支配者の習慣を尊重することである」と述べている。たとえ行政官としての便益性・必要性からとはいえ、ヘースティングズが古代インドの学問に関心を寄せ、インドの歴史的伝統に支えられた制度や慣習の尊重と擁護の立場を採っていたのは事実である。実際に、彼は一七八四年のベンガル・アジア協会(Asiatic Society of Bengal)設立のパトロンの一人となっている⁽¹³⁾。行政上の便益性と学問的興味といった併存は、決してヘースティングズ特有のものではなかった。ベンガル・アジア協会の初代会長になったウィリアム・ジョーンズ(William Jones 1746-94)も、カルカッタ最高法院の陪席判事としての

執務のなかで、ヒンドゥー法の法律顧問、パンデット (*pandit*) の裁きに対してかねてより憤りを覚えていた。このような事態から何とか裁判を正常なものにするためには、自らサンスクリットを学び、インドの法の完全なダイジェスト版を編纂する必要があるとジョーンズは考えていたのである。

こうしたインドの歴史的・文化的伝統に基づく法制化は、保守主義者バークだけでなく、植民地行政官においても一致した見解だったと言えよう。ジョーンズに見られるように、インドの歴史や文化に根ざす法体系の発掘、歴史的・文化的アイデンティティに対する尊重といった態度は、ジェームズ・ミルをして保守主義者と言わしめたのも頷けることである。⁽¹⁴⁾ こうした保守主義的傾向は、むしろ時代の反映とも言える。十八世紀後半のイギリスは、ジョージ三世(在位一七六〇―一八二〇年)が国王として実権を掌握し、政権をトリー党に委ねながら、王権の強化と支配権の拡大(植民地化)を志向する保守反動の時代であった。さらに、十八世紀末には、フランス革命の影響によって、破壊された伝統的社会秩序の擁護、あるいは国力の増強を唱えて保守反動の思想が勢いを増していた。一八〇〇年、カルカタに設立されたフォート・ウィリアム・カレッジ (Fort William College) は、インド亜大陸の諸言語に精通した東インド会社の官吏養成学校として建てられたものであるが、同時にそれは、フランスの革命思想が、インドに波及するのを阻止する目的を持っていたのである。⁽¹⁵⁾

初代ベンガル総督ヘースティングズに比べれば、コンウォォリスの施策はよりヨーロッパ的原理に基づいて、ベンガルの混乱を再建しようとしたと言える。彼の制度的改革は注目すべき二つの点を含んでいる。一つは、土地所有に私的財産制度を導入して、イギリス風の法の支配のもとに大地主たちの財産権を保護し、永代固定の地税を取りたてるとした永代地稅制度に見られる。つまり、ヨーロッパ的原理に基づく、「私的財産制度」と「法の支配」の導入という点である。もう一つは、会社の高級職務(主要な官職)に就いていたインド人を全員解雇してイギリス人に入れ換えたことである。松井氏が指摘しているように、そこには政治権力への原理的不信とインド人の能力への不信が表明

されていた。インド人に対するコーンウォリスの態度は、会社の高級職務からインド人の一掃からも分かるようにきわめて差別的であった。それは「インド人は皆が皆、墮落している」という発言のなかに端的に現われている⁽¹⁶⁾。インド人の人種的・道徳的劣性とヨーロッパ人の人種的・道徳的優越性を確認することで、インド人は自分たちのためにも、ヨーロッパ人によって治められるのがよいのだとするインド支配を正当化する論理をそこに見ることができる。またそうした背景には、インドを「東洋的専制」とみなす考え方が、一般的に受け入れられていたことを示しているとも言える。ただし、コーンウォリスの制度的改革は、あくまでも会社内部における改革であり、イギリス化であり、決してインド社会内部の法制度や慣習に対する改革でも、イギリス化でもなかったことを付言しておくことにする。

(二) ロマン主義と植民地行政官

十八世紀末から十九世紀初頭にかけて、ロマン主義(Romanticism)の隆盛は、インドのイギリス人行政官にも強い影響をおよぼしている。なかでも、つきつきと征服されるベンガル以外のインド諸地方の軍政的行政官として活躍したマンロー(Thomas Munro)、マルカム(John Malcolm)、エルフィンストーン(Mountstuart Elphinstone)、メトカーフ(Charles Theophilus Metcalfe)などは、その代表的人物と言えよう。彼らのより一般的な態度は、古き良きものを重んじ、インドの伝統的諸制度の保存を主張するという、いわばロマン的保守主義とも言えるものであった。ゆえに、コーンウォリスのあまりにも急激な改革にはきわめて疑いの目を向けていた。彼等の目的は、ストークス(Eric Stokes)が述べているように、インドの農民を純朴で無知な人びとと解し、彼らの土地を保護してやり、父とも慕われる温情的な政治によってインドを支配することであった⁽¹⁷⁾。したがって、コーンウォリスがインドに持ち込んだヨーロッパ的諸制度の不自然さを避けることであった。温情とも善政ともいえるこの支配は、松井氏が指摘するように、専制的統

治が考えられており、温情は固く権威主義と結びついていたのである。⁽¹⁸⁾

一八〇〇年以後、ベンガル以外のインド諸地方がつきつきと征服されるにつれ、東インド会社はその諸地方を正確に把握する必要性に迫られていた。なぜなら、ベンガルと他の諸地方とでは土地所有形態や村落組織のあり方がまるで異なっており、あまり参考にすることができなかったのである。したがって、インドの地方事情について、多くの詳細な調査がイギリスの植民地行政官によって実施された。その結果、インドの東部や南部地域に関する様々な情報が集積された。このような報告書には、地図も含まれており、数量化された地方の実態が明らかにされていった。一八二〇年代までの植民地行政官たちは、ジョーンズなどの努力によって作られたサンスクリットのテクストよりも、インドの地方事情を詳細に観察し、調査した報告書に重点を置くようになったのは当然のことである。⁽¹⁹⁾

とにかく、その成果の一つが、マドラス管区総督、マンロー（在任一八二〇～二四年）とボンベイ管区総督、エルフィンストン（在任一八一九～二七年）によって、マドラスとボンベイに導入されたライヤトワリー制度（Rajwari）と呼ばれる土地所有・地稅制度であった。この制度の特徴を述べるとすれば、次の二点であろう。一点は、土地所有者と認められた小経営自作農民と政府とが直接に地稅徵收契約を結び、その間に介入者（徵稅請負人）を設けないことであり、もう一点は、地稅額が永代にわたって固定されず、一定期間ごとに改定されることである。この制度の特徴からも明らかのように、ロマン主義的な統治者（イギリス行政官）が、その地方の農民に父とも慕われるような、自然的支配形態を具現化しようとしたものと言える。

しかしながら、これらの行政官たちがロマン主義の影響のもとにあったとはいえず、必ずしも他の思想から無縁であったわけではない。メンタリテイ的には、パークの思想に共鳴していたし、エルフィンストンのように自由主義にも関心を示した行政官もいたのである。⁽²⁰⁾ エルフィンストンは、軍政的行政官として三十年にもおよんでインドに滞在していた。インド滞在の初期の頃には、ウェルズリー卿の影響もあって、保守主義的な視点からインドを考察していた

が、後半になると、経験と知識が増すにつれ、次第に自由主義へと関心が傾いていった。⁽²¹⁾つまり、エルフィンストンは、インドの諸民族に対するロマン主義への共感から、近い将来、インドの民衆が、ヨーロッパ政体に存する自由の原理に基づいて、自らの政府を築き上げることができたとき、はじめてイギリス支配の平和的役割は終わると考えていた。のちに彼は歴史家として、三十年にもおよびインド滞在の経験と豊富な文献資料に基づいて、『インド史(*The History of India, 1841*)』を著している。彼はこの中世インドの歴史を著わすことによって、中世ヨーロッパ(キリスト教世界)を説明しようとした。エルフィンストンのこのような見方は、ミルがインド社会を、「専制政体」と「迷信」が支配する社会、つまり中世ヨーロッパ社会(「暗黒と野蛮が支配する時代」と措定した方法と合致するものと言える。いずれにせよ、エルフィンストンのインド観もまた、ベルニエ、モンテスキュー、ダウ、ミルといった人々たちによって、歴史的にステレオタイプ化されたインド像(「専制政体」)の上に構築されたものであった。⁽²²⁾

(三) 自由主義と植民地行政官

十八世紀末〜十九世紀初頭にかけて、イギリスはナポレオンとの大陸戦争(*Great Continental War 1793-1815*)下にあった。その大陸戦争が最高潮に達したとき、ナポレオンによってベルリン宣言(*Berlin Decrees 1806, 11, 21*)に始まる、あの歴史上有名な大陸封鎖が断行されると、大陸貿易や植民地貿易の断絶は、イギリスの製造業者や産業資本家、自由商人ばかりか労働者階級にまで致命的な打撃を与え、きわめて深刻な状態に陥らせていた。こうした戦時下において、この経済的窮乏から脱するためには、経済的自由の獲得、とりわけ外国貿易の自由こそが、彼らにとって緊急の課題となっていた。そのため、自由主義的な改革思想は、彼らにとってまさに時代の潮流のように受けとめられるようになった。事実、イギリス国内では、自由主義的な「改革」の時代を迎えようとしていた。東インド会社は、十九世紀初頭になると、貿易会社としての性格は薄れ、統治会社としての性格を濃厚に示していた。したがって、政治

的支配を維持するためのインド諸民族との戦争によって、会社の財政は急速に逼迫していた。また、その財政悪化を食い止めようとする度に、徴税システムの改革と失敗が繰り返されていた。一方では、東インド会社は、貿易会社としての非効率・時代遅れの機構を抱え、すでに東洋貿易の独占権を維持する能力を失ってきていた。一八一二年から一三年までの、東インド会社特許状更新をめぐるイギリス議会の調査において、因習と貧困に鎖されたインドに急激な変革は不可能であり、東インド会社の貿易独占は擁護せねばならないと、会社側の証人は述べている。⁽²³⁾しかしながら、彼らの証言も、結果的には勢いを増してきたイギリス本国の産業資本家や自由商人の強い要求の前に屈してしまい、東インド会社のインド貿易独占権は、一八一四年四月一日以降、ついに撤廃された。

自由主義的な「改革」の流れは、イギリス本国だけではなく、イギリスのインド支配にも大きな影響をおよぼし始めたのである。とりわけ、マドラス知事(在任一八〇三〜〇六年)、ベンガル総督(在任一八二八〜三三年)を経て、初代インド総督(在任一八三三〜三五年)に就任したベンティンク(Lord William Bentinck)の時代から、公然とインドへの改革政策が語られるようになった。これに呼応して、自由貿易商人、功利主義者や福音伝道者たちは、自由主義の理念に基づいて、インドにおける帝国支配のイデオロギーを作り上げようとしていた。ペラミーが指摘しているように、確かに自由主義は一貫した原則がないように思われる。⁽²⁴⁾よく知られている割りには分かり難い概念である。様々な観点を内包しており、長い間社会的変動とともに少しずつ発展してきた概念だと言える。したがって、初期ヴィクトリア朝の自由な空気に触れ、何かを変えようと思う者であれば誰でも、自由主義者として自己を同一化しえたのである。しかしながら、真に自由主義者と言われる人々は、他の保守主義者や福音主義者が口にする自由とを明確に区別する基本的な前提条件を共有していた。それは「人間性」はどこでも本質的に同じであるという考え方の上に成り立っていた。ベンサム(Jeremy Bentham 1748-1832)の門下であり、哲学的急進派の中心的人物であった、ジェームズ・ミル(James Mill 1773-1836)の歴史家としての軌跡を追いながら、自由主義者としての彼の考え方を簡単に考察してみ

ることにする。

ミルを歴史家として有名にしたのが、全六巻からなる『英領インド史』(The History of British India, 1817)である。もちろん、ミルのインドに関する興味は、インドへの憧れや純粹にインド文明に対する知的好奇心から起きたわけではなかった。インドは、あくまでも功利主義や自由主義の思想を実現するのにふさわしい実験の場所としてミルはみなしていた。つまり、ミルは、『英領インド史』を著すことによって、インドの社会や文明とイギリスの社会制度や植民地行政を批判し、自らの思想の正当性を明らかにし、その思想の実現をインドやイギリスの社会のなかに求めたとと言える。『英領インド史』の序文のなかで、ミルは次のような記述をしている。「インドとその国の言語に対する無知は、自分が哲学的に歴史を書く資格を失わせるものではない。むしろインドについて無知であるがゆえに一層深く理解できる。またインド文化は主要なテキストの翻訳やインドに関する様々な書物の類を通して、遠くから包括的に理解できる。」⁽²⁵⁾こうしたミルの態度は、明らかにベンサムや哲学的急進派の人たちが社会を分析するための方法論に基づいていると言つてよい。彼らの採る方法論は、知識は経験から引き出されるものと主張しながら、一方では、「人間性」については永久不変の原理を掲げ、その一般原理に立つて社会を再構成しようとする。その点では、抽象的で非歴史的な立場を採つている。⁽²⁶⁾

また、ミルは「功利(Utility)」とは「文明」を計る尺度であるという立場から、インドの諸制度、文化、民衆の道徳・知性がいかなる文明の発展段階にあるのかを判断する基準として「文明」という概念を用いている。したがって、ミルの「文明」という基準に照らせば、インドは、まさに中世ヨーロッパの時代(「暗黒と野蛮な時代」)にあたり、しかもその中世ヨーロッパよりも、農耕の技術や芸術の水準、民衆の道徳や知性の面において一層劣っていると見られていた。インド社会は、ミルの目には、「専制政体(despotism)」と「迷信(superstition)」が支配する遅れた社会の初期段階の典型例に映つた。⁽²⁷⁾それゆえに、いまだ文明が停滞した状態にあるインド社会を、自由主義思想によって改革す

べきであるという情熱と信念にミルは燃えていた。

のちにミルは、『英領インド史』が出版されてから、一年後の一八一九年に、東インド会社の通信審査部長補佐に任命された。彼の仕事は、インドにおける急送公文書を起草して、経営の主要な各部門にいる理事諸公の決済に供することであった。ミルは、自由主義の思想を起草する公文書の中に織りこむ、インドの植民地行政に生かす努力を怠らなかつた。なぜなら、いざれ自由主義の思想は受け入れられ、インドの植民地行政の中で生かされるであろうと確信していたからであった。ペイリーが強調しているように、彼の自由主義的な改革思想は、イギリス領インドにおいて限られた影響力しかなかったかもしれない。⁽²⁸⁾確かに、インドにおける法の成文化の過程で、あるいは法や政府の改革において、いかほどの実効性があったのかは疑問である。しかし、ミルの思想があるいは自由主義の思想が、後で簡単に触れるように、インドのイギリス植民地行政官に大きな影響を与えたことは自明と思われる。

ベンサムやミルの功利主義(自由主義)の影響を受け、その思想の原理を、インドの統治システムのなかに遺憾なく導入したのは、インド総督のダルハウジー (James Andrew Broun Ramsay Dalhousie 在任一八四八―五六年)であった。彼は、功利主義の原理に基づいて、鉄道の建設、電信線の敷設、郵便制度の確立といったふうには、つきつきとインド統治システムを近代的なものに改革した。しかしながら、彼自身、本質的には保守主義者であり、忠実なトリー党の支持者であった。⁽²⁹⁾では、なぜ彼は功利主義の原理を積極的に統治システムのなかに導入したのであるうか。おそらくそれは二つの観点から説明することができよう。一つは、彼もまた功利主義(自由主義)思想という時代精神から逃れることができなかったことである。もう一つは、インドにおけるイギリスの官僚制支配(総督の権力)を強めるのに、功利主義の原理はきわめて有効な道具であると確信していたからである。ダルハウジーのインド統治システムへの近代的な改革は、一八五七年のインド大反乱の原因をつくったとも言われるが、むしろインドのナショナリズムを生み出す土壌をつくったと言ったほうが適切かもしれない。

四 結びにかえて

本稿では、ブラッシーの戦い以後、イギリスの植民地支配が、従来の商業を目的とした貿易基地から官僚制支配へと変容していく過程を考察してきた。言い換えるならば、こうした植民地戦略の変容過程を、イギリスとインドとの政治的・経済的關係とヨーロッパの思想と植民地行政官との影響關係から明らかにしようとしてきた。もちろん、こうした論点から引き出された結論のなかには、それほど重要な指摘とは思われない点も含まれているかもしれない。たとえばイギリスは必ずしも一貫したヴィジョンによってインド支配に当たっていた訳ではなかったとか、植民地支配のプロセスのなかで、イギリスはインド支配を正当化するイデオロギーを必要としたなどといった点である。しかしながら、これらの点もまた、インドにおけるイギリス帝国主義の大きな流れを説明する上で、それなりに重要な働きをしているように思われる。

ともかく、紙幅の關係上、本稿ではブラッシーの戦い以後からインド大反乱以前までのイギリス植民地支配の変容を論じるにとどまらざるをえず、インド大反乱からインド独立まで時代について全く触れることができなかった。これについては、いずれ稿をあらためて論じたいと思う。また、ここで扱ったテーマはあまりにも大きく、議論し尽くせない問題であり、あくまでもラフスケッチに近い形で試論を提示したに過ぎなかった。しかしながら、イギリス植民地支配とイデオロギーという問題は、今後、インドにおけるイギリスの植民地支配のあり方を考える上でも、インドの近現代史を理解する上でも重要な課題となりうるだろうと思われる。したがって、この試論についての詳細な検討と十分な検証が今後一層を必要となろう。これについても稿をあらためて論じたいと思う。

- (1) K. A. Ballhatchet, *Social Policy and Social Change in Western India*, London, 1957. E. Stokes, *The English Utilitarian and India*, Oxford, 1963. *44' S. N. Mukherjee, *Sir William Jones* (Cambridge University Press, 1968) にその傾向が窺われる。
- (2) 松井透「イギリスのインダ支配の論理」『思想』岩波書店 一九六五年 三月号 一〇〇頁参照。
- (3) Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, Meridian Books, New York, 1958, pp.186-187 (ハナ・アレント、大島通義・大島かおり訳『全体主義の起原』みすめ書房 一九七二年 一〇七頁参照)
- (4) 松井、前掲論文 一〇〇頁。
- (5) *The Oxford English Dictionary*, vol. IV, Clarendon Press, Oxford, 1989, p. 533.
- (6) Thomas R. Metcalf, *The New Cambridge History of India*, Ideologies of the Raj, Cambridge University Press, 1994, p. 7.
- (7) Voltaire, *Fragments sur l'Inde*, Paris, 1763, pp. 10-11.
- (8) Alexander, Dow *The History of Hindostan*, vol. III, pp. vii-ix.
- (9) *Ibid.*, p. viii.
- (10) S. N. Mukherjee, *Sir William Jones: A Study in Eighteenth-Century British Attitudes to India*, Cambridge, 1968, p. 118.
- (11) 松井、前掲論文 一〇〇頁。
- (12) Arendt, *op. cit.*, p. 176.
- (13) Metcalf, *op. cit.*, p. 10.
- (14) J. Majeed 氏 *Ungoverned Imagings* のなかで、ウィリアム・ジョーンズのインド法のダイジェスト版は、コンウォリスのサン・タリー制度を補足するものとして、またジョーンズを保守主義者として最初に位置づけたのは、シルであること、そして J. Majeed, *Ungoverned Imagings*, 1992, pp. 3-4.
- (15) J. Majeed, 'James Mill's "The History of Britis" and Utilitarianism as a Rhetoric of Reform', *Modern Asian Studies*, 24, 2 (1990), pp. 210-11.
- (16) Metcalf, *op. cit.*, p. 24.

- (17) Eric Stokes, *The English Utilitarian and India*, pp. 9-22.
- (18) 松井『前掲論文』一〇二頁。
- (19) Metcalf, *op. cit.*, pp. 25-26.
- (20) J. S. Grewal, *Muslim Rule in India*, Oxford University Press, 1970, p. 134.
- (21) 拙稿「イギリスの歴史家とインド」『北陸法學』第二巻三号、一九九四年、一〇六〜一〇九頁。
- (22) 宮原『前掲論文』一〇九頁。
- (23) *Parliamentary Papers*, Sess. 1812-13, Vol. VII, pp. 1ff, 53 ff., 121 ff.
- (24) Richard Bellamy (ed.), *Victorian Liberalism*, London, 1990, chapter 1, pp. 1-3.
- (25) James Mill, *The History of British India*, 6vols., 3rd ed., London, 1826, i, v-iv. *Edinburgh Review*, xxxi (Dec., 1818), 4.
- (26) 宮原『前掲論文』一〇〇〜一〇五頁。
- (27) Mill, *op. cit.*, pp. 66, 70-72, 186-187 *Ibid.*, ii, p. 66, 70-72, 186-187.
- (28) C. A. Bayly, *Indian Society and the Making of the British Empire*, *The New Cambridge History of India II*, 1. 1988, p. 202.
- (29) Suresh Chandra Ghosh, *The Utilitarianism of Dalhousie and the Material Improvement of India*, *Modern Asian Studies*, 12, 1 (1978), pp. 97-110.